

# 「広島県本人代表委員会「はつらつ友の会」の会則」

## 1. 会の名前

この会の名前は、広島県本人代表委員会「はつらつ友の会」（広島県はつらつ友の会）とする。

## 2. 目的

広島県内の各育成会（親の会）並びに関係施設で活動している本人活動グループの代表が、仕事・生活・制度・趣味・悩みなどの情報を交換し合ったり、また県全体にかかる行事の計画を立てたり、県や市町への要望等について協議することを目的とする。

## 3. 活動内容

(1) 活動内容は、年度末に各支部グループの要望を検討して、年間計画を決める。

(2) 次のような活動内容を決める。

① 本人活動「はつらつ交流会」の計画を立てる。（順番で開催する。）

② 広島県福祉大会「はつらつ大会」（本人大会）の計画を開催地の人と一緒に立てる。

③ 「本人による本人のための相談会」の計画を立てる。（順番で開催する。）

④ 要望について、社会・行政・育成会への働きかけの活動

⑤ その他、文化・スポーツの行事、中国四国大会・全国大会へ参加したり協力する。

⑥ 各年度の新しい活動について話し合う。

## 4. 役員

(1) 役員は、各本人活動グループの代表1名（原則）で構成する。

(2) 役員は、各本人活動グループの意見をまとめ、役員会で協議する。

(3) 役員は、役員会で協議したことを各本人活動グループに報告する。

(4) 役員は、会長1名、副会長3名、書記2名とし、2年ごとに決める。留任はできる。

(5) はつらつ友の会から、県育成会の理事として1名が入り、理事会に出席する。

(6) その他は、県事務局並びに支援者の応援をもらう。

(7) 役員会は、4月に始まり、2ヶ月に1回程度とする。毎年、最後の役員会で日にちを決める。

## 5. 会費

活動していく資金として、県育成会並びに代表委員所属団体から出し合う。

(1) 県育成会並びに代表委員所属団体の金額は、はつらつ友の会と関係団体で協議する。

## 6. 支援者

(1) 支援者は県事務局並びに代表委員役員の各本人活動グループから構成する。

(2) 支援者の役割は、本人の生活自立に向けた本人の意向を十分に汲み、自己解決を目指す時の助言や困った時の手助けを主とする。

## 7. その他

(1) この会の「事務局」は、広島県手をつなぐ育成会事務局（広島市西区打越町17-27 育成会総合福祉センター）に置く。TEL(082)537-1773 FAX(082)537-1778

(2) この会則は、平成19年 4月 1日から施行する。

平成20年 4月 29日改正（4. 役員（5）追加）

平成26年 4月 1日改正（4. 役員（5）理事として2名→1名に変更）